

ワーキング・グループで検討すべき論点について (案)

令和7年11月17日(月)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- | | |
|---------|---|
| 第8条第3項 | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。 |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	1,540人	6,360人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	1,106人	3,333人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	2,646人	9,693人

社会教育主事と社会教育士の役割・求められる能力及び知見

(社会教育人材部会における整理)



文部科学省

期待される役割

求められる能力・知見

社会教育主事

地域全体の 学びのオーガナイザー

＝社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割

行政としての専門的知見（社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など）

社会教育士

各分野の専門性を様々な場に活かす 学びのオーガナイザー

＝社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わる役割

首長部局、民間企業、NPOなどの活躍の場において必要な各分野の専門的知見



社会教育における学びと実践の活動を推進するために必要な、

- ①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

今後期待される
役割の方向性

地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、**社会教育人材のネットワークを活用**しつつ、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら**多様な分野と社会教育（行政）をつなぎ牽引する役割**を担うことが期待される。

さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。

各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、**それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍**が期待される。

さらに、**地域の社会教育人材ネットワークを活用**することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。

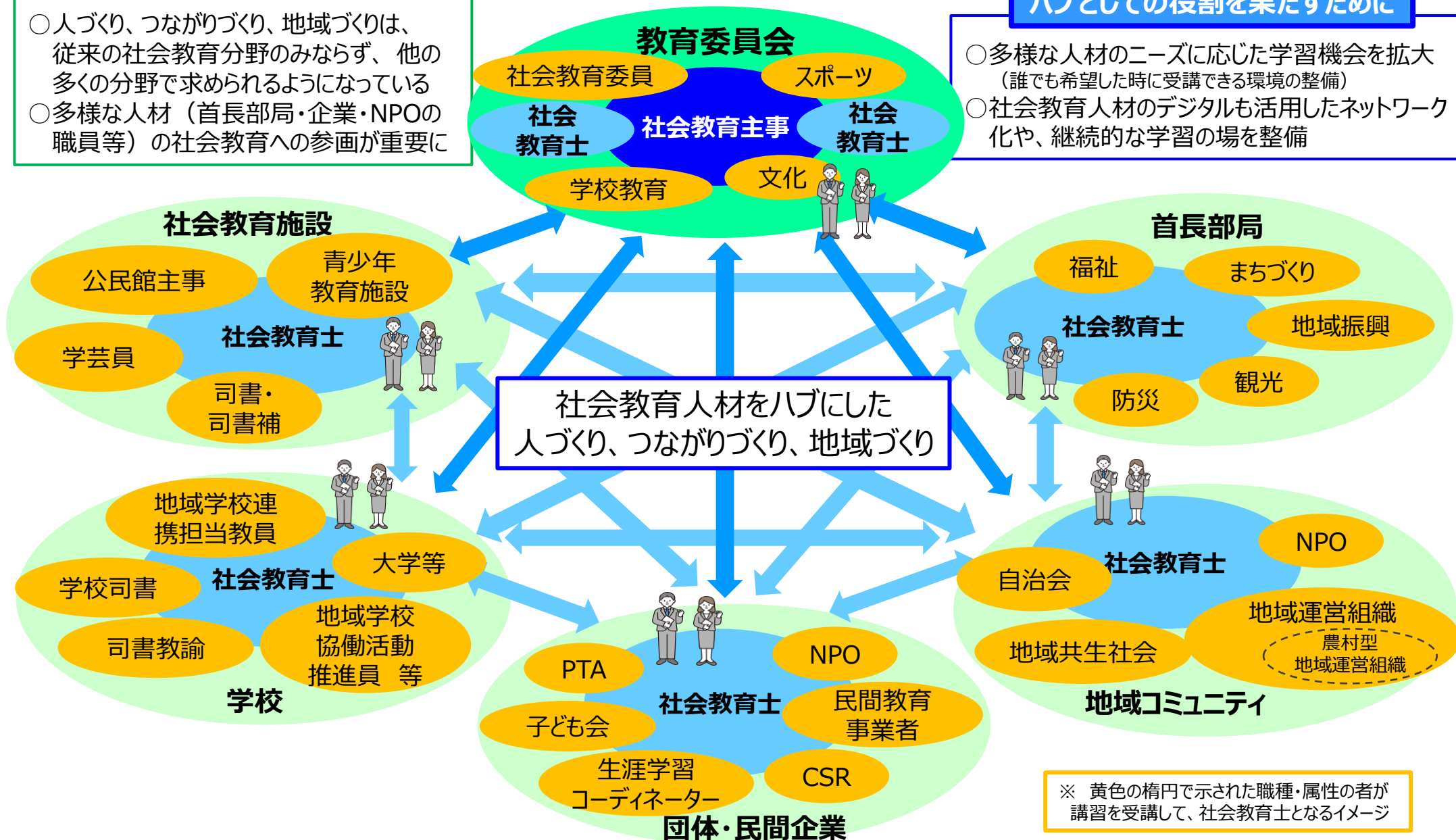
社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割

社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになっている
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備



※ 黄色の楕円で示された職種・属性の者が講習を受講して、社会教育士となるイメージ

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

*社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、**社会教育に求められる役割やニーズが変化。**

◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「**学び**」を通じて人々の「**つながり**」や「**かかわり**」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として**社会教育施設の機能強化**や、社会教育主事・社会教育士等の**社会教育人材の養成及び活躍促進**等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）

- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
- 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供**が十分に確保されることが不可欠
- 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために**社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方**を提示

◎社会教育人材部会

【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）】（令和6年6月）

- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、**社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要**

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

①社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方 等）

②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策 等）

③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方 等）

審議事項 1 に関する意見の整理（令和 7 年 3 月）（抜粋）

中央教育審議会生涯学習分科会 社会教育の在り方に関する特別部会

審議事項1「社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策」に関する意見の整理(令和7年3月)（抜粋）

3. 社会教育の推進に向けた今後の方向性

(1) 社会教育人材を中核とした社会教育の推進

④ 社会教育主事・社会教育士の養成の改善

- 現行の社会教育主事講習・社会教育主事養成課程のカリキュラムは、社会教育主事の配置率の低下等の課題を背景に、その存在意義と専門性を明確化しつつ、受講負担の軽減にも配慮する等の観点から見直しが図られたもの（平成 30 年省令改正、令和2年施行）。すなわち、社会教育主事が、NPO や企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育事業の企画・実施による地域住民の学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するためのカリキュラムになっている。
- カリキュラムの見直しと同時に、社会教育主事講習等における学習成果の汎用性を高める観点から、社会教育士の称号が創設された。これを契機に、社会教育主事講習の受講者数が増加するとともに所属も多様化するなど、社会教育士を目指す新たな受講ニーズが生まれ、社会教育の裾野の拡大につながっている。
- 現在の社会教育主事講習は、行政の専門職の育成を前提としたカリキュラムとなっているため、社会教育士を目指す新たな受講者層のニーズと講習内容のミスマッチが生じているとの指摘もある。様々な分野での活躍を念頭に置いた社会教育の裾野の拡大に対応できていないという課題がある。
- 「地域全体の学びのオーガナイザー」としての社会教育主事と、「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」としての社会教育士について、異なる役割に応じた養成方法や内容の改善方策を検討する必要がある。
- 社会教育士となって活躍する在り方としては、①主に社会教育主事講習の受講者を念頭に、既に社会の様々な分野で活躍している人材が、社会教育を学びながら多様な分野で社会教育の手法や魅力を広げる担い手となっていく場合と、②主に社会教育主事養成課程の受講者を念頭に、社会教育を学んだ後、その知見や手法を生かせるような他分野の専門性を身に付け活動する場合の双方があり得る。社会教育人材の養成方法や内容の見直しの際には、これらを念頭に置くよう留意が必要

＜主な検討の視点＞

（養成方法や内容の見直し）

- 社会教育士として地域の学びを支援するために必要な学習内容を土台（1階）に、社会教育主事として、地域全体の学びをオーガナイズしていくための学習内容を設けるという2階建てのカリキュラムに再構築してはどうか。その際も、社会教育士が行政と連携できるよう、1階部分の学習内容に社会教育行政に関する基礎的な学びは必要。

1. 議論の前提について

社会教育主事は、社会教育行政の中核として、地域の社会教育士等の社会教育人材のネットワークのハブとなる役割を担うことから、社会教育士に求められる知識・技術は、社会教育主事にも備わっていることが必要と考えられる。このため、社会教育士の養成科目は、社会教育主事の養成科目の1階部分に含まれることを前提として議論するかどうか。

2. 社会教育主事、社会教育士が修得すべき知識・技術について

社会教育人材部会最終まとめ(令和6年6月)において提言されている社会教育主事・社会教育士それぞれの「期待される役割」及び「求められる能力・知見」に基づき、特に社会教育士について、首長部局、民間企業、NPOなど様々な分野での活躍が期待されていることを踏まえ、養成段階における学習内容はどうか。

3. 社会教育主事・社会教育士の養成の枠組みについて

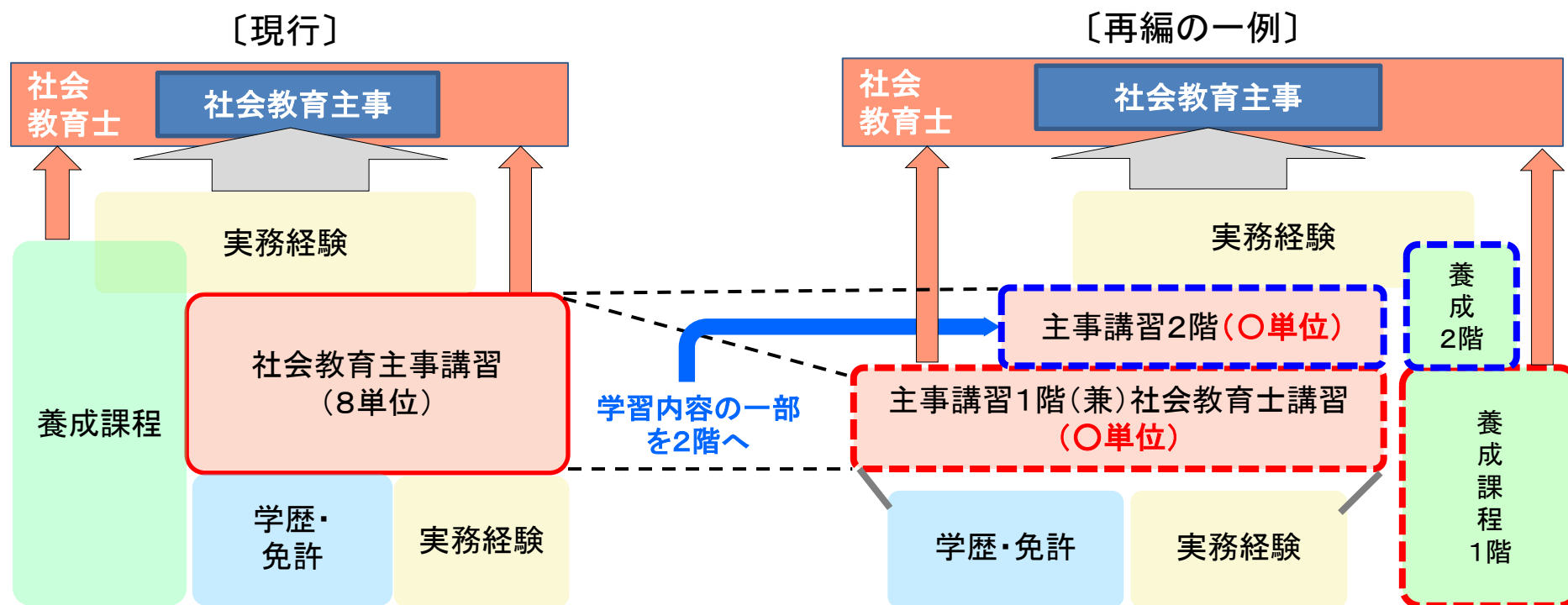
社会教育の在り方に関する特別部会の意見に基づき、社会教育士として地域の学びを支援するために必要な学習内容を土台(1階)に、社会教育主事として、地域全体の学びをオーガナイズしていくための学習内容を設けるという2階建てのカリキュラムを構築する。

- ◆ 上記「2」の検討結果も踏まえ、社会教育主事・社会教育士の養成科目の構成・内容はどうあるべきか。
- ◆ 講習及び養成課程の単位数はどうあるべきか。
(現行:社会教育主事講習8単位、社会教育主事養成課程24単位)
- ◆ 講習受講資格について、社会教育士の養成科目のみ受講する場合、社会教育主事講習受講者(「2階」まで履修する者)と共通とするかどうか。
→仮に受講資格に差を設ける場合、「1階」のみ受講する者の受講資格はどうあるべきか。

社会教育主事・社会教育士の養成の枠組みの一例

審議事項1に関する意見の整理(抜粋)

社会教育士として地域の学びを支援するために必要な学習内容を土台(1階)に、社会教育主事として、地域全体の学びをオーガナイズしていくための学習内容を設けるという2階建てのカリキュラムに再構築してはどうか。その際も、社会教育士が行政と連携できるよう、1階部分の学習内容に社会教育行政に関する基礎的な学びは必要。



- 社会教育士養成科目は、社会教育主事養成科目の「1階」と共通とし、社会教育人材に必要な基礎的な内容とする。
- 社会教育主事養成科目の「2階」においては、社会教育計画の立案、社会教育人材ネットワーク構築等、行政職である社会教育主事として必要な知識・技術の修得を一層重視する。
- 講習の受講資格は、「1階」のみの受講者も「2階」までの受講者も共通とする。

(参考) 社会教育主事講習で取り扱う内容

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目 的	主な内容
生涯学習概論 〔2単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔2単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔2単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育演習 〔2単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育に関する実践演習 ・社会教育に関する現場体験 等
合 計 8単位		

(参考) 社会教育主事養成課程で取り扱う内容

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目 的	主な内容
生涯学習概論 〔4単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策　・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令　・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔4単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論　・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実践とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔4単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化　・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略　・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実践 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育特講 〔8単位〕	社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図る	・国際化と社会教育　・情報化と社会教育　・高齢化と社会教育 ・多文化共生と社会教育　・社会的包摂と社会教育　・健康教育と社会教育 ・防災・防犯と社会教育　・人権教育と社会教育　・同和問題と社会教育 ・環境問題と社会教育　・青少年健全育成と社会教育 ・キャリア教育と社会教育　・貧困問題と社会教育　・家庭教育と社会教育 ・男女共同参画と社会教育　・社会福祉と社会教育　・特別支援教育と社会教育 ・消費者教育と社会教育　・文化芸術と社会教育　・文化財保護と社会教育 ・生涯スポーツと社会教育　・地域の歴史文化と社会教育 ・地域産業と社会教育　・ボランティア活動と社会教育 等
社会教育実習 〔1単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育施設等における実習
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 〔選択必修3単位〕		・具体の地域課題等を題材とした社会教育事業の立案 等に向けた演習 ・社会教育施設等における実習 ・社会教育の課題に関する研究 等
合 計 24単位		